

稲城市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、稲城市会計事務規則（昭和39年稲城市規則第57号）第35条の2第1項後段の規定により、その旨を告示する。

令和8年8月25日

稲城市長 高 橋 勝 浩

1 納付させることとした歳入

手続等デジタル化ツール（LoGoフォーム）のオンライン決済オプションサービスを通じて収納される職員用給食食材料費

2 指定納付受託者として指定する者

東京都港区北青山二丁目14番4号

the ARGYLE aoyama 8階

株式会社トラストバンク

3 指定年月日

令和8年8月25日から